

3/15(金)まで

# 所得税・復興特別所得税の確定申告、市・道民税の申告を忘れずに



## ◎登別市受付【確定申告、市・道民税申告】

場所	日時	受付時間
市役所 3階 第1会議室	1月22日(火)～3月15日(金) (土・日曜日、祝日を除く)	9時～11時30分 13時～16時30分 (2月17日(日)・24日(日)は15時30分まで)
市役所 1階 6番窓口	2月17日(日)・2月24日(日)	
鷺別公民館	2月18日(月)～20日(水)	
婦人センター	2月25日(月)・26日(火)	
登別温泉ふれあいセンター	3月1日(金)	

※事業所得などの確定申告は受け付けしません。室蘭税務署で、申告をお願いします。

## ◎室蘭税務署受付【確定申告のみ】

場所	日時	受付時間
室蘭税務署 室蘭地方合同庁舎2階	2月18日(月)～3月15日(金) (土・日曜日を除く)	9時～16時 ※なお、会場の混雑状況により受付を早めに締め切ることがあります。

## 申告に必要なもの

印鑑（シャチハタ不可）、マイナンバーカード（個人番号カード）または個人番号確認書類と身元確認書類、前年の収入金額を証明する書類（原本）、各保険料控除証明書類、障害者手帳、預貯金通帳（還付金が発生する場合）など

※マイナンバーカードをお持ちでない方は、個人番号確認書類と身元確認書類が一つずつ必要です。

### 個人番号確認書類

- 個人番号通知カード
- 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるもの）



### 身元確認書類

- 運転免許証
- パスポート
- 在留カード
- 公的医療保険の被保険者証
- 障害者手帳
- など

※控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者がいる場合は、それぞれのマイナンバーが確認できるものも持参してください。

## 平成30年中に収入がなかった方も、市・道民税の申告をお願いします

公的年金などの収入金額が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の方は、確定申告が不要となりますが、源泉徴収された税額の還付を受ける場合は確定申告をする必要があります。

また、確定申告が不要な方であっても、市・道民税の算定にあたり、扶養控除や社会保険料控除、医療費控除などを受ける場合は、市・道民税の申告が必要です。

なお、市・道民税の申告については、電話で申告することができる方もいます。国民健康保険や後期高齢者医療制度の保険料（料）の算定、市が行っている医療助成に影響が出る場合がありますので、忘れずに申告してください。

### 電話で市・道民税の申告ができる方

- 平成30年中の収入が無かった方
- 収入が遺族年金や障害年金、福祉年金などの非課税年金のみの方
- 収入が雇用保険からの給付金や傷病手当金のみの方

## ご自身で確定申告書を作成される方へ

## 国税庁ウェブサイトの『確定申告書等作成コーナー』をご利用ください

『確定申告書等作成コーナー』では、画面案内に従って金額などを入力することで税額などが自動計算され、確定申告書を作成できます。

また、作成した申告書を印刷し、郵送などにより提出することもできますのでご利用ください。

▶ 問い合わせ 税務グループ (☎<sup>05</sup>1155)、室蘭税務署 (☎<sup>22</sup>4151)